

糸満市の『^{ざい}財^{せい}政』

平成17年度版

総務部財政課

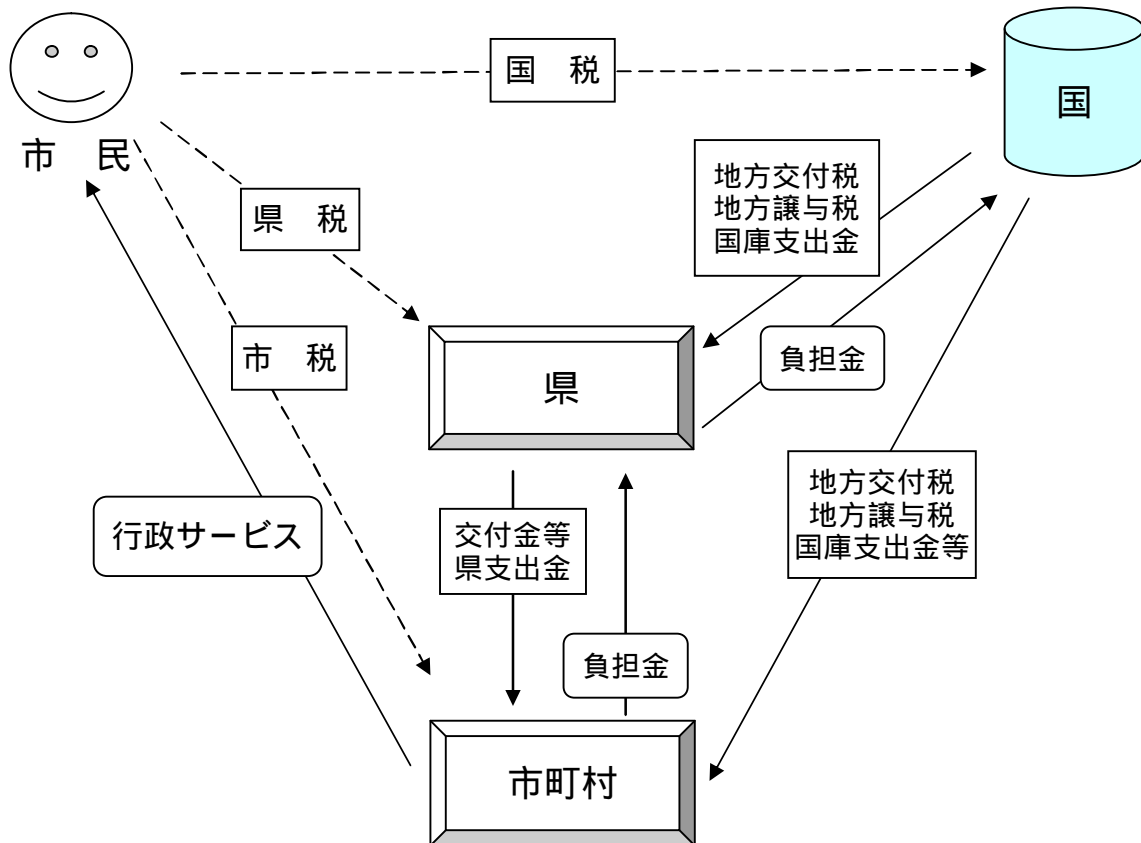
目 次

<財 政>	1
<予 算>	
1 . 税金の流れ	1
2 . 予算ができるまで	2
3 . 平成17年度予算の規模	2
1) 歳入の状況	3
2) 歳出の状況	5
3) 一人当たりの市税負担額	7
4) 一人当たりの歳出予算額	7
<決 算>	
1 . 決算の流れ	8
2 . 決算統計	9
3 . 普通会計と公営企業会計	9
<平成16年度決算>	
1 . 決算規模	10
2 . 歳入決算の状況	11
3 . 歳出決算の状況	11
4 . 市債と公債費率等	12
5 . 基金の状況	13
6 . 経常収支比率	15

< 財 政 >

財政とは税金や起債（借金）等による収入手段を組み合わせることで資金を調達し、これを元に福祉や教育などのサービスや道路・下水道等の整備など生活の基本となるものを整備するために行う国や地方公共団体の経済活動のことです。

税金の流れ



豆知識

国税の主なもの：所得税、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税等

県税の主なもの：県民税（個人・法人）、事業税（個人・法人）、自動車税、不動産取得税、ゴルフ場利用税等

市税の主なもの：市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税等

国庫支出金：国は県や市町村に対して、その行政（特定の事務事業のみ）を行うために要する支出金を交付しています。これらの支出金が国庫支出金といわれるものです。

歳入：一会計年度における一切の収入

歳出：一会計年度における一切の支出

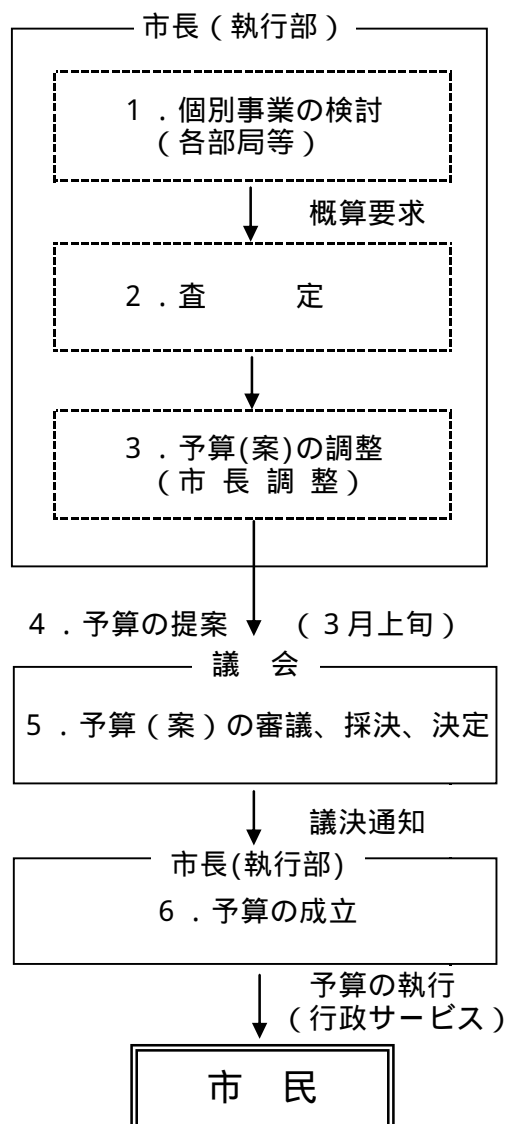
< 予 算 >

国、県及び市町村は活動を行うため、毎年度予算を決定します。

予算とは、一会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）における収入・支出の見積りで、市においては市長が予算（案）を作成し、主権者（市民）代表である議会の議決によって成立します。

次に予算ができるまでの流れを見てみましょう。

予算ができるまで



各部局で予算編成方針に則って個々の事業の熟度・優先度等を勘案し、概算予算要求を取りまとめます。
（11月下旬）

あらゆる角度から要求の内容を検討し、査定を行います。
（12月上旬～1月下旬）

重要事項・政策的経費等を中心に市長と調整し、予算（案）を作成します。
（2月下旬）

議会は予算（案）を審議・採決した後、予算を決定し、その旨を市長に通知します。
（3月下旬）

議会の議決を経て予算が成立します。

成立した予算は各部局へ配当し執行されます。
（新年度4月1日から）

予算の規模

予算は「一般会計」、「特別会計」、「企業会計」が編成されます。

平成17年度における糸満市の当初予算規模はそれぞれの会計を合算して373億9千824万7千円で、前年度と比較すると0.5%の減となっています。

単位：千円、%

	平成17年度 当初予算額	平成16年度 当初予算額	比較増減額	伸び率
一般会計	20,485,154	20,784,369	299,215	1.4
特別会計	14,986,862	14,749,306	237,556	1.6
企業会計	1,926,231	2,069,222	142,991	6.9
合 計	37,398,247	37,602,897	204,650	0.5

豆知識

- 一般会計・・・地方公共団体の基本的な経費を中心とした会計です。例えば福祉、教育、土木、農林水産、消防などを一般会計に計上しています。
- 特別会計・・・特定の事業を行うため、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいいます。本市では「国民健康保険事業」、「老人保健」、「公共下水道事業」、「人材育成事業」、「介護保険」の5つの特別会計があります。
- 企業会計・・・一般的には株式会社等の民間企業における会計をいいますが、ここでは市が地域住民や企業等にサービスを提供することを目的として、市が経営する事業の経理を行う会計のことです。本市では「水道事業会計」があり、事業の経費は受益者負担が原則となっています。

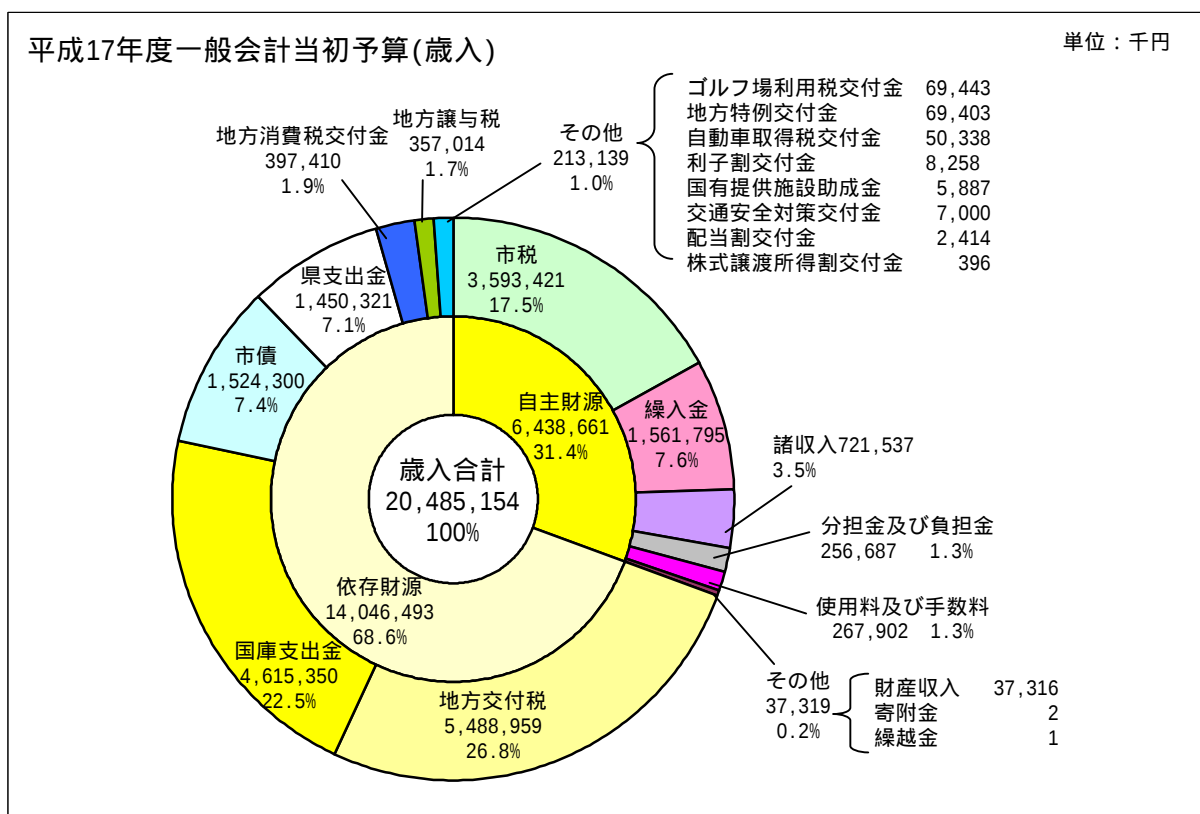
歳入の状況

本市の一般会計歳入予算の「自主財源」と「依存財源」の割合をグラフでみてみましょう。

- 自主財源：市が自ら徴収または収入することができる財源で「市税」、「繰入金」、「諸収入」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。
- 依存財源：国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられた財源で「地方交付税」、「国庫支出金」、「市債」、「県支出金」等があります。

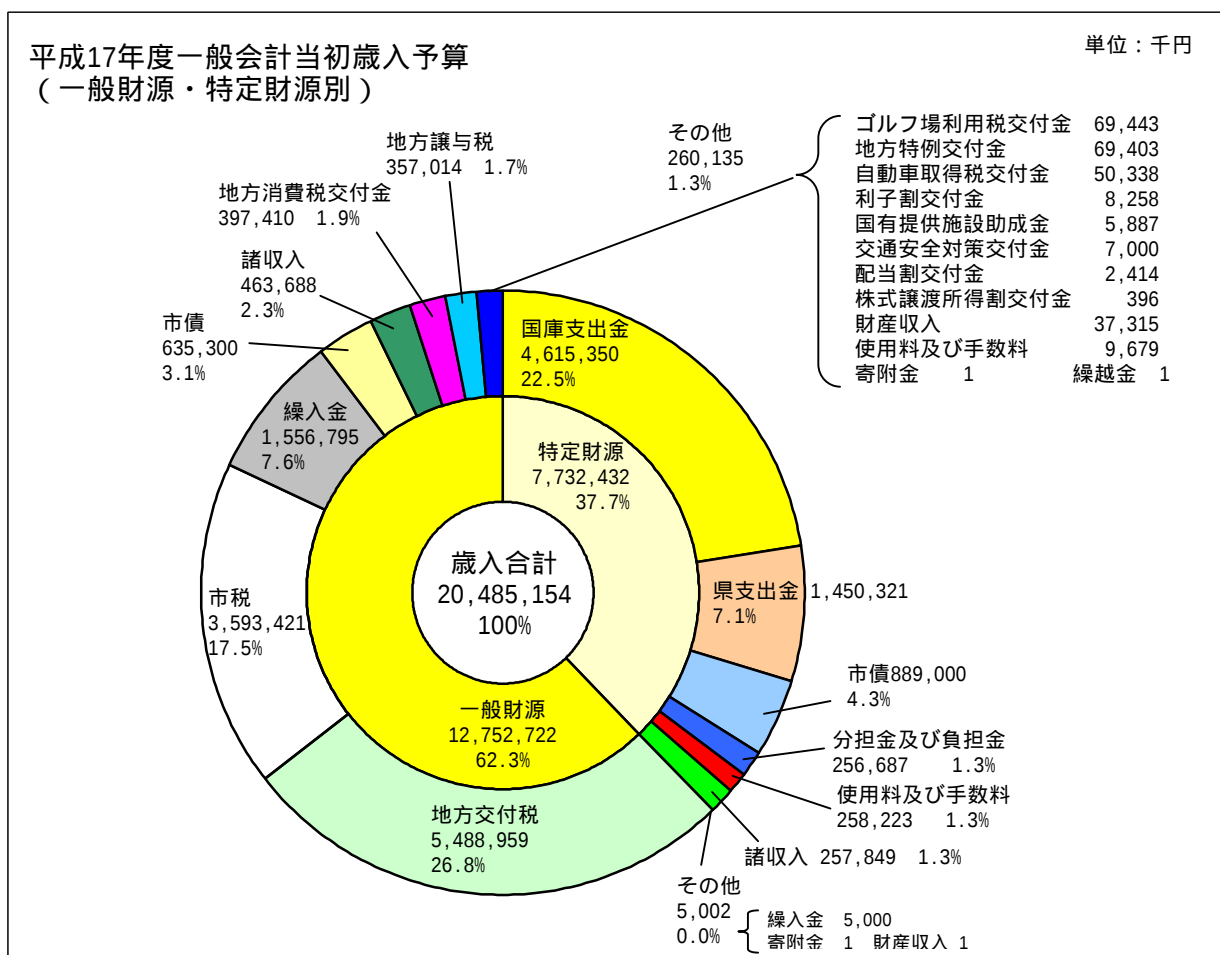
自主財源は行政活動の自主性と安定性の尺度となりますので、その比率が高いほど市にとって好ましいといえます。

系満市の自主財源比率は31.4%で前年度の31.8%より0.4ポイント低くなっています。



次に「特定財源」と「一般財源」に区分した割合をグラフでみてみましょう。

- 特定財源：使途が特定されている財源で「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。
 - 一般財源：使途が特定されず市の自主的判断で支出できる財源で「地方交付税」、「市税」、「繰入金」、「諸収入」等があります。
- 一般財源は市民のニーズに沿った色々な経費に使用できますので、多いほど市にとって好ましいといえます。



豆知識

市債・・・地方公共団体が特定事業の支出に充てるため、県の許可を受けて（平成18年度から協議制へ移行）一会計年度を越えて借り入れる長期の借入金（地方債）のうち、市が借り入れるものを市債といいます。

歳出の状況

経費を行政目的により分類するものを「目的別歳出」、経費の性質によって分類するものを「性質別歳出」といいます。

目的別歳出予算の状況

平成１７年度の目的別予算の構成では、民生費が最も大きくなっています。

単位：千円、％

目的別予算科目	平成17年度 当初予算額	構成比	主な内容
民 生 費	6,351,835	31.0%	生活保護、児童・母子福祉、老人・身障者・知的障害者の福祉対策、国保特会への繰出等
土 木 費	3,681,702	18.0%	道路、公園、街路、土地区画、住宅、河川等
公 債 費	2,354,122	11.5%	市債等の返済
総 務 費	2,250,696	11.0%	庁舎の維持管理、市税の徴収、住民票等の発行、選挙等
教 育 費	2,206,852	10.8%	学校(義務)教育、社会教育、保健体育、青少年教育、文化財保護等
衛 生 費	1,632,808	8.0%	保健衛生、環境衛生、公害対策、母子衛生、ごみ処理等
農林水産業費	1,152,175	5.6%	農業、畜産業、水産業、土地改良、林業等
消 防 費	401,807	2.0%	消火活動、救急活動、その他消防関連活動等
議 会 費	266,587	1.3%	議会運営、議員報酬等
商 工 費	129,276	0.6%	商工業の振興、中小企業対策、観光振興等
災害復旧費	29,000	0.1%	災害による農林水産、土木施設等の復旧
労 働 費	18,289	0.1%	シルバー人材センターへの補助、失業対策等
予 備 費	10,000	0.0%	
諸 支 出 金	5	0.0%	普通財産の取得費、公営企業への貸付等
合 計	20,485,154	100.0%	

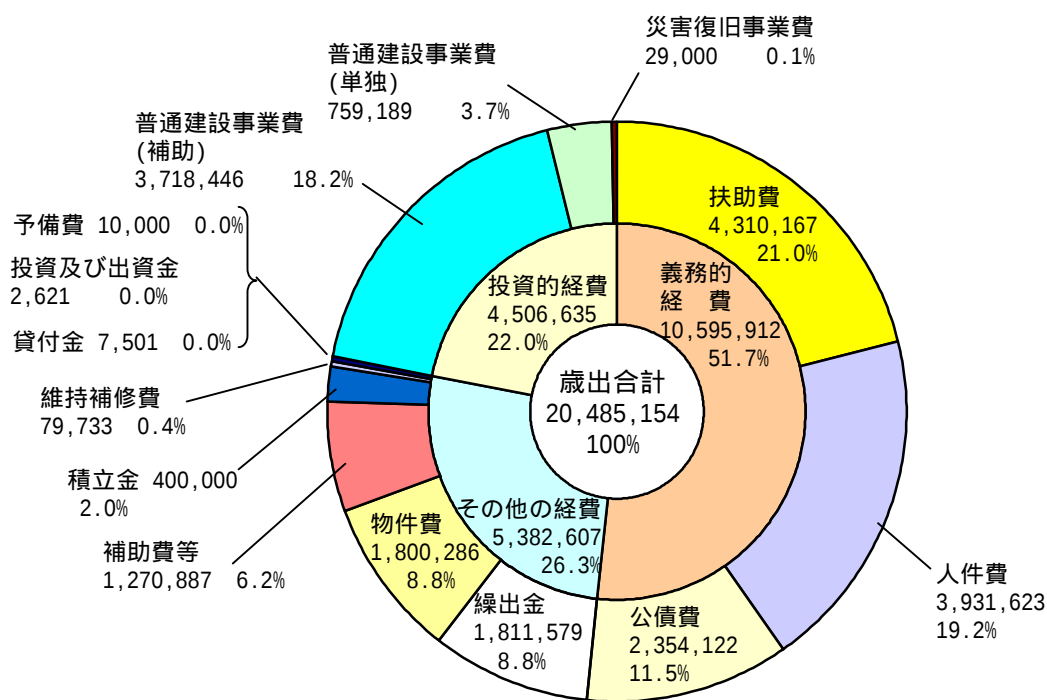
性質別歳出予算の状況

経費の性質によって「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類されます。

- 義務的経費：支出が義務付けられているもので人件費、扶助費、公債費があります。
 1. 人件費：議員報酬、各種委員報酬、職員給、嘱託員報酬、各共済費等に要する経費
 2. 扶助費：生活保護法や児童福祉法等、法令の規定によって支出が義務付けられている経費
 3. 公債費：市債等の返済（元利及び利子の償還）に要する経費
- 投資的経費：道路、公園、学校等の建設等のように、その経費の支出効果が単年度または短期間で終わらず、固定的な資本の形成・向上に寄与する経費
- その他の経費：義務的経費及び投資的経費以外の経費の総称で、次のようなものがあります。
 1. 補助費等：特定の事業、研究等を育成・助成するために対価なく支出する経費
 2. 物件費：旅費、光熱水費、備品購入、通信運搬費等業務の遂行に必要な経費
 3. 貸付金：行政目的遂行のため、法令や条例等に基づいて貸し付けるお金
 4. 繰出金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費
 5. 積立金：特定の目的のために設けられた基金等に対する経費
 6. 出資金：特定の法人や組合に対して公益の必要性から共同して行う事業、財政援助、投資及び出資の場合に支出する経費
 7. 維持補修費：市が管理する公共施設等の補修等に支出する経費

平成17年度一般会計当初予算(歳出)
性質別

単位：千円



豆知識

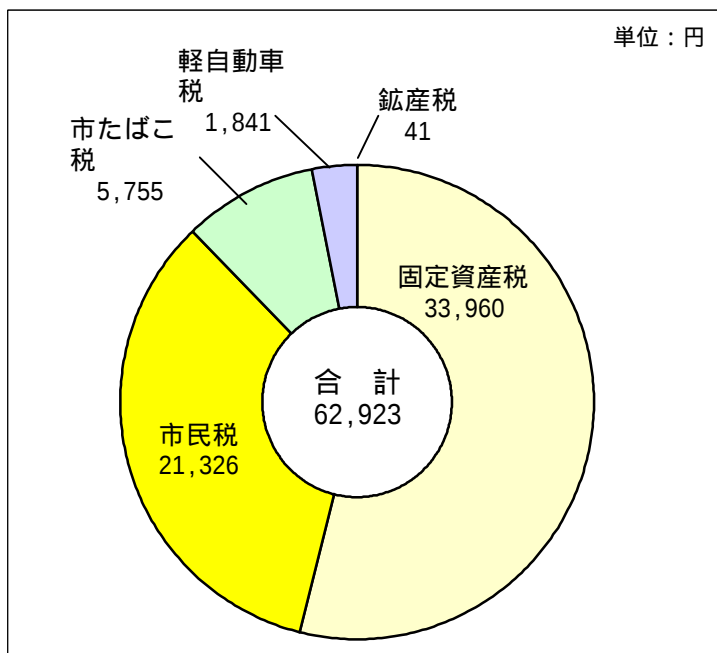
基金・・・特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て（積立基金）または定額の資金を運用する（定額運用基金）ために条例等により設置されるもので、本市は18の基金があります。

歳入歳出予算の状況を見てきましたが、市民一人当たりではどうなっているでしょうか。

市民一人当たりの市税負担額

平成17年度当初予算の市税は、35億9,342万1千円で歳入総額の17.5%を締めています。市民一人当たりではいくら負担しているかグラフで見してみましょう。

平成17年3月31日現在
住民基本台帳人口：57,108人

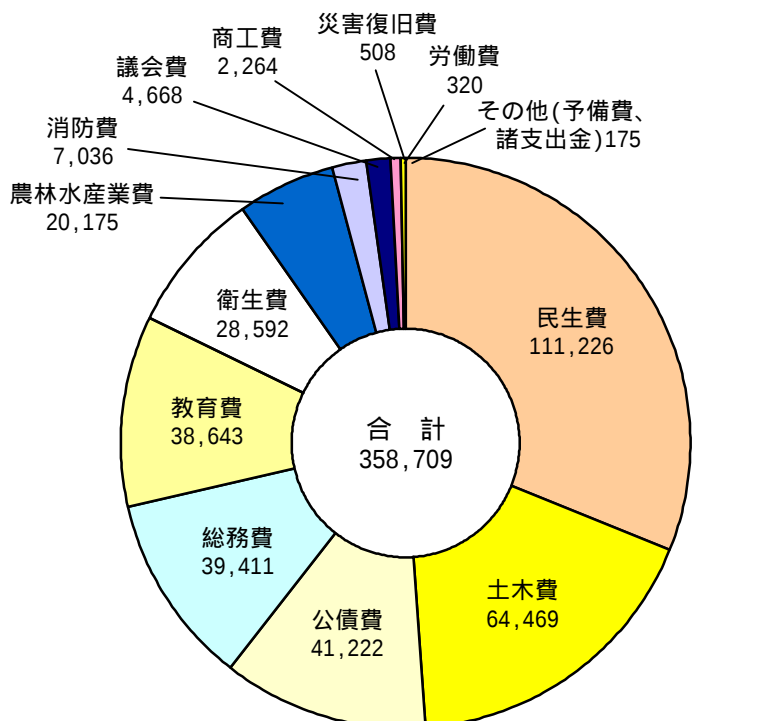


市民一人当たりの税負担額は、62,923円となります。

次に一人当たりの歳出予算（行政経費）を見てみましょう。

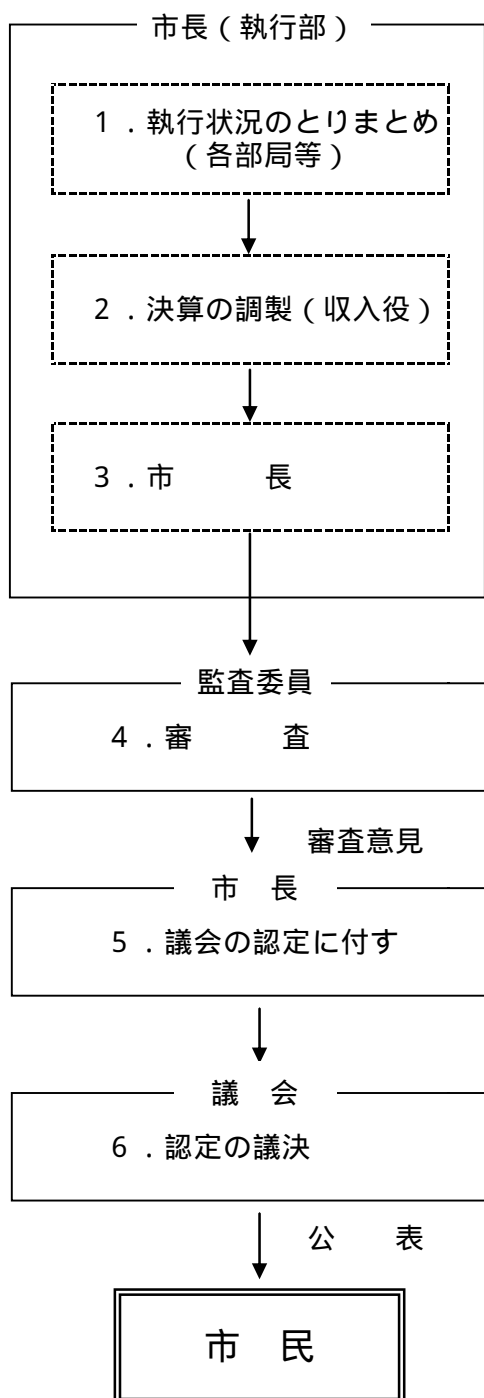
市民一人当たりの歳出予算額

平成17年度当初予算204億8,515万4千円を一人当たりで見ると358,709円となります。



< 決 算 >

決算の流れ



各部局は6月10日までに歳入歳出予算の執行についての書類を収入役へ提出します。

収入役は決算を調製し、出納の閉鎖後3月以内に決算と付属書類を市長に提出します。

市長は決算を監査委員の審査に付します。

監査委員は審査後、意見を市長に提出します。

市長は監査委員の意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付します。

決算（歳入歳出予算執行の実績）を確認し、その執行の適否を審査し、認定します。

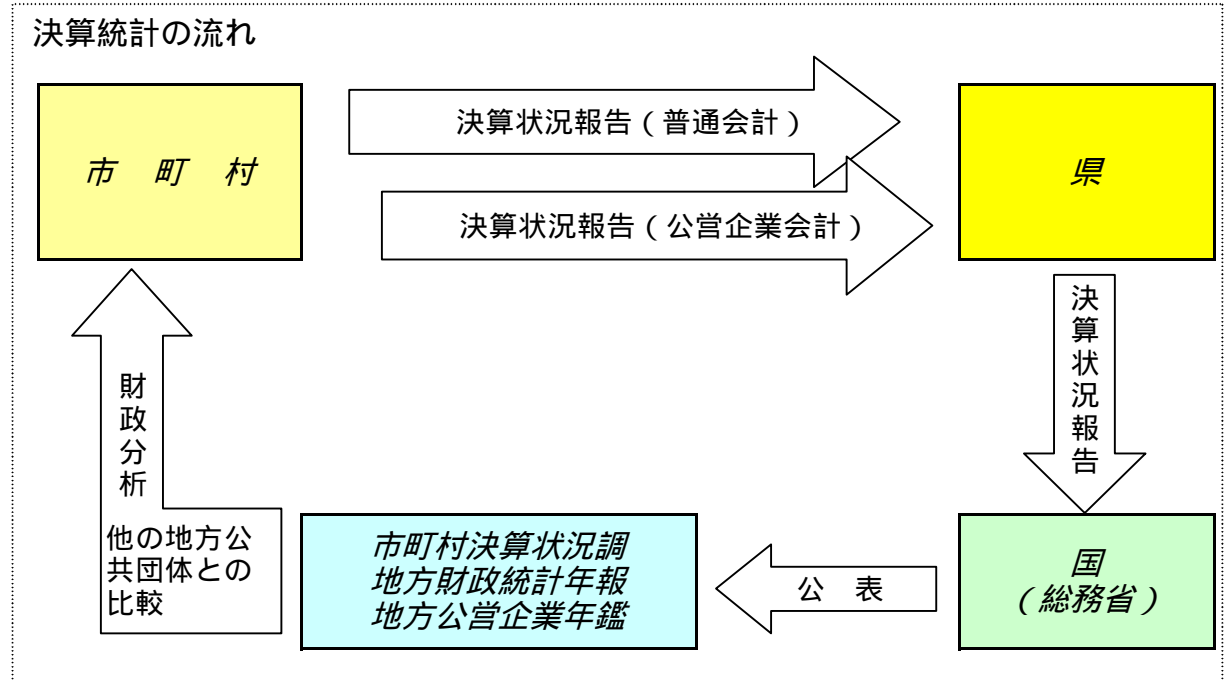
豆知識

決算の確定：予算を執行した市長（執行部）は、一会計年度が終了すると執行の実績（決算）をまとめ、議会に提出します。提出された決算は議会で認定の議決を経て確定します。

決算額を把握し、財政がどのような状況にあるかを分析し、判断するうえで重要な役割を果たしているのが次に説明する決算統計です。

決算統計

決算統計（地方財政状況調査）では予算で見えてきた「一般会計」「特別会計」「企業会計」を『普通会計』と『公営企業会計』に区分します。これは地方公共団体毎に一般会計の他、様々な特別会計や企業会計があり、計数や指数等で単純に比較することができないため、共通の土台を設定する必要があるからです。



『公営企業会計』は事業ごとに決算統計を作成しますので、通常「決算統計」と言う場合には『普通会計』のことを指します。

普通会計と公営事業会計

糸満市の決算統計の区分は次のとおりです。

1. 普通会計に属するもの

一般会計（「糸満南土地区画整理事業」の「保留地処分」に係るものを除く）
人材育成特別会計

2. 公営事業会計に属するもの

一般会計のうち「糸満南土地区画整理事業」の「保留地処分」に係るもの（宅地造成事業）
公共下水道事業特別会計
水道事業会計 -----> 公営企業会計

} 特別会計

3. その他の特別会計

国民健康保険事業特別会計
老人保健特別会計
介護保険特別会計

における「保留地」とは土地区画整理法で土地区画整理事業の施行費用に充てるため、一定の土地を換地（従来あった土地の代替）せずに留めておく土地のことをいいます。この土地は処分され、その収益は事業施行の費用に充てられることになります。

公営事業会計

公営事業会計には地方公営企業法適用と非適用があります。

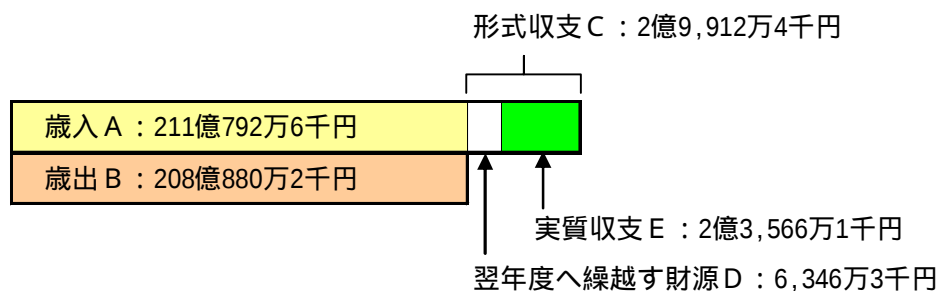
1. 法適用：地方公営企業法を適用しているもの。・・・水道事業会計
2. 法非適用：地方財政法第6条に基づき設置している特別会計及び同法施行令第12条で指定された事業。・・・宅地造成事業、公共下水道事業特別会計

それでは、平成16年度普通会計の決算統計に基づいて糸満市の財政状況を見てみましょう。

<平成16年度決算>

決 算 規 模

歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 (A - B) C	翌年度へ繰 越す財源 D	実質収支 (C - D) E
21,107,926	20,808,802	299,124	63,463	235,661



豆知識

実質収支：形式収支（歳入総額から歳出総額を差し引いたもの）から翌年度へ繰越す財源（諸事情によりやむを得ず翌年度へ繰越す事業に充てるための財源）を差し引いたもの

実質収支は財政運営の状況を判断する一つの基準です。平成16年度は2億3,566万1千円の黒字となりました。

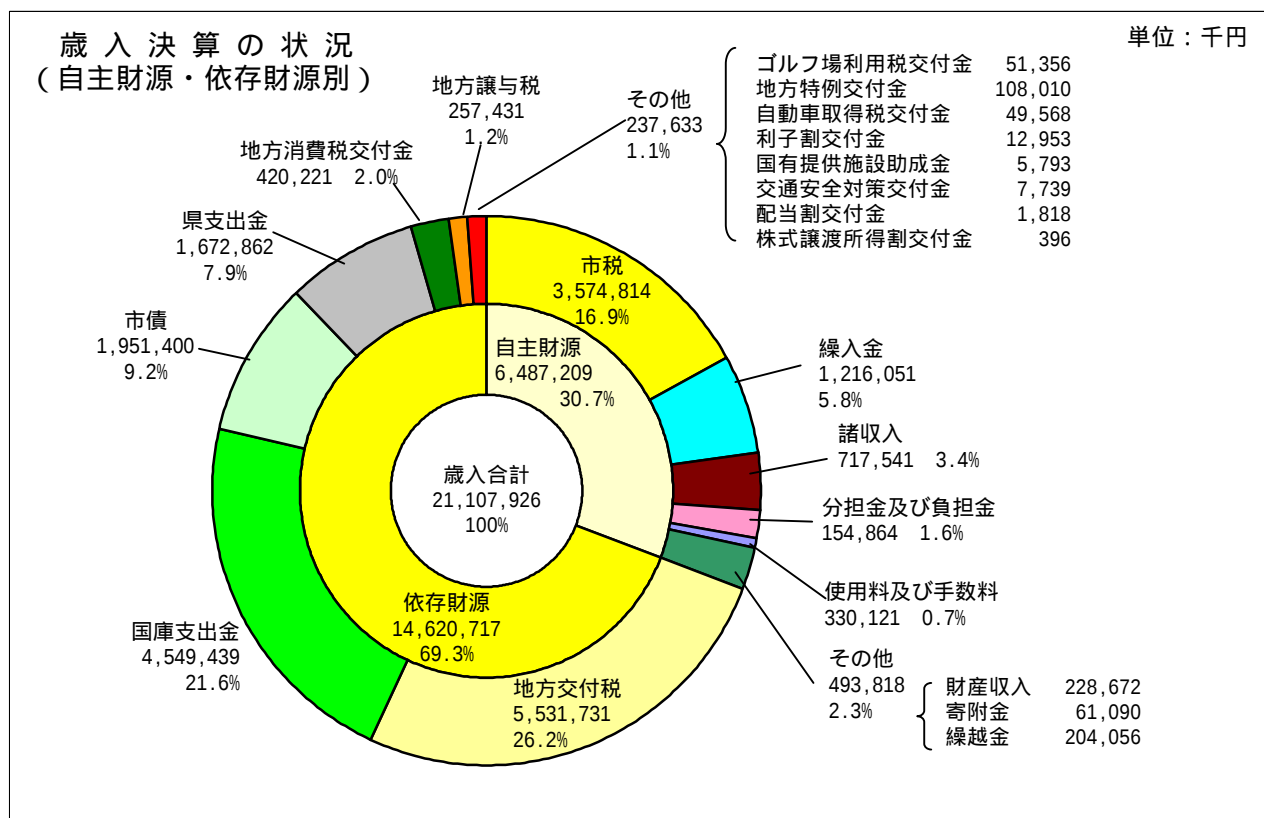
この黒字分（決算剰余金）は1/2を下らない額を

基金に積み立てること 市債の繰上償還を行うこと

が地方財政法第7条で定められています。

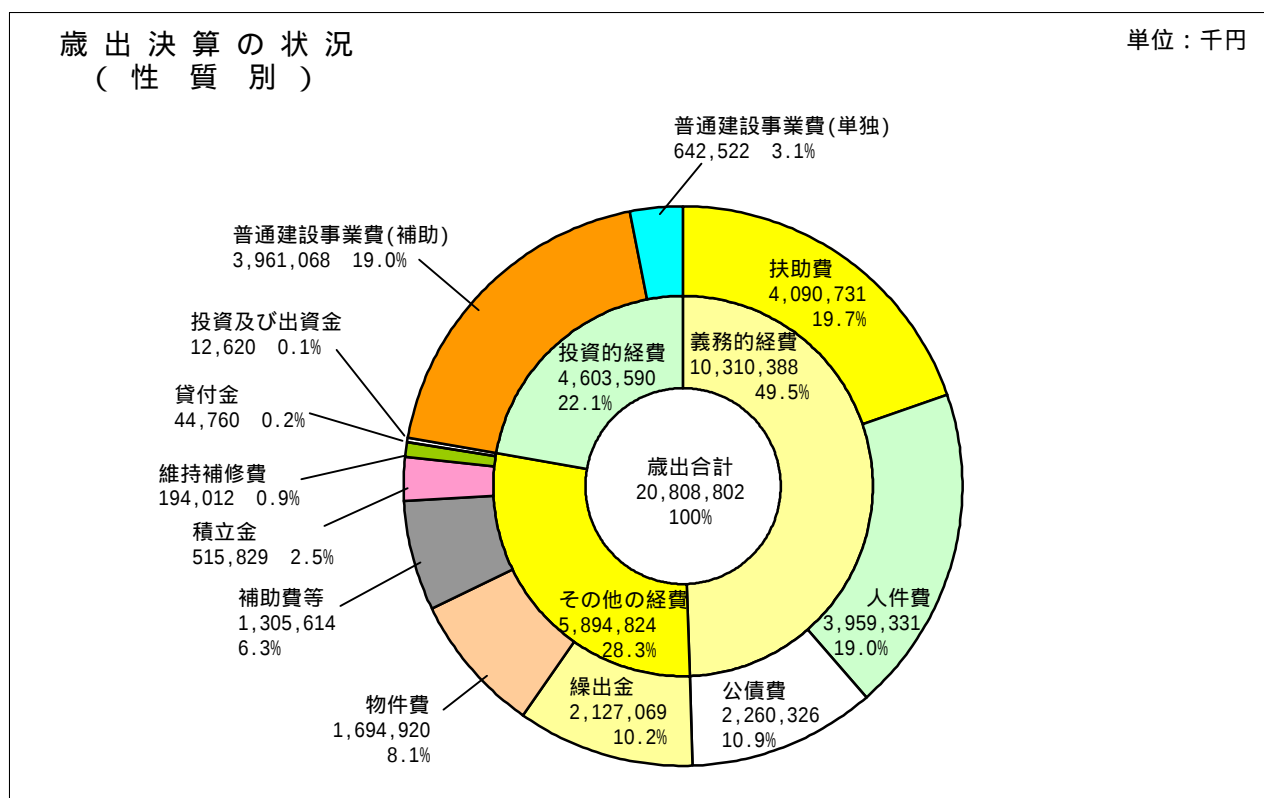
糸満市では1億5千万円を財政調整基金に、5千万円を減債基金に積立を行い、残額を補正予算の財源に充てています。

次に歳入・歳出の決算を見てみましょう。



本市の歳入総額に占める自主財源の割合が30.7%、依存財源の割合が69.3%となっており、自主財源の割合は前年度（29.5%）と比べて1.2ポイント高くなっています。

しかし、平成14年度の全国平均47.0%と比較すると、自主財源の割合は大きく下回っており、自由に使える財源（一般財源）は地方交付税に大きく依存しています。

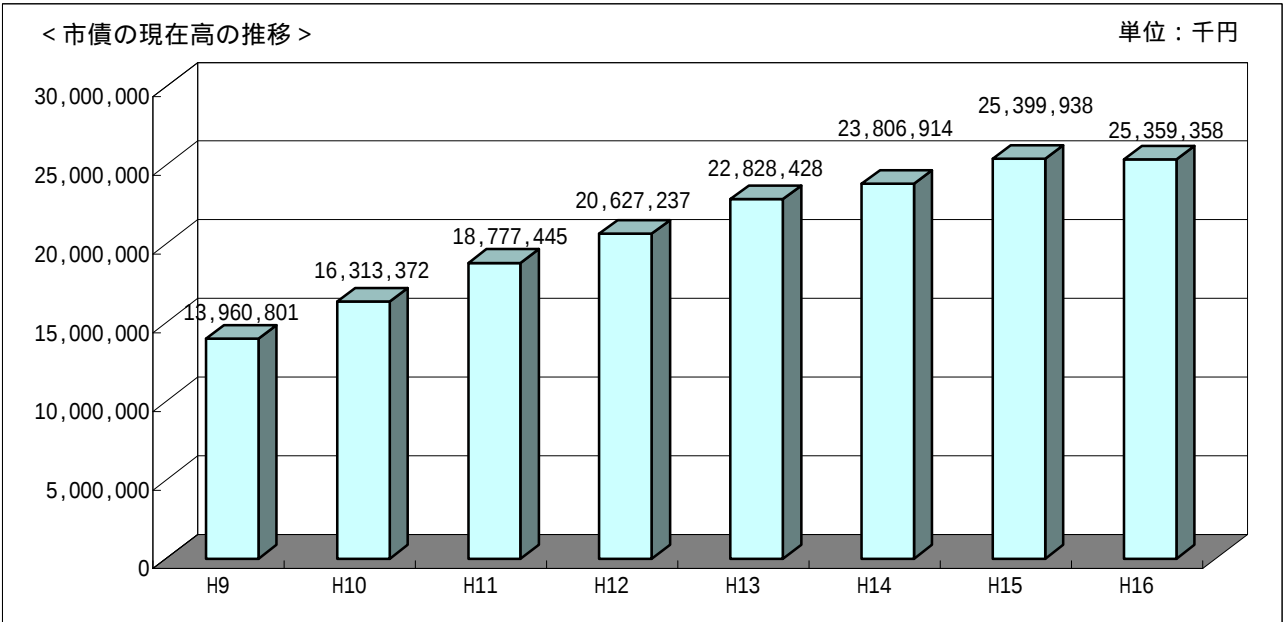


歳出総額に占める義務的経費の割合は49.5%で前年度の42.9%より6.6ポイント高く、投資的経費は22.1%で前年度30.0%より7.9ポイント低くなっています。

市 債

事業を推進するために市債の発行（借金）は必要ですが、市債の元利償還金は歳出の公債費であり、義務的経費となります。

義務的経費が増えると自由に使える財源が減少し、財政が硬直化する原因となります。本市の平成16年度末の市債残高は253億5,935万8千円で依然として多額の借入があります。

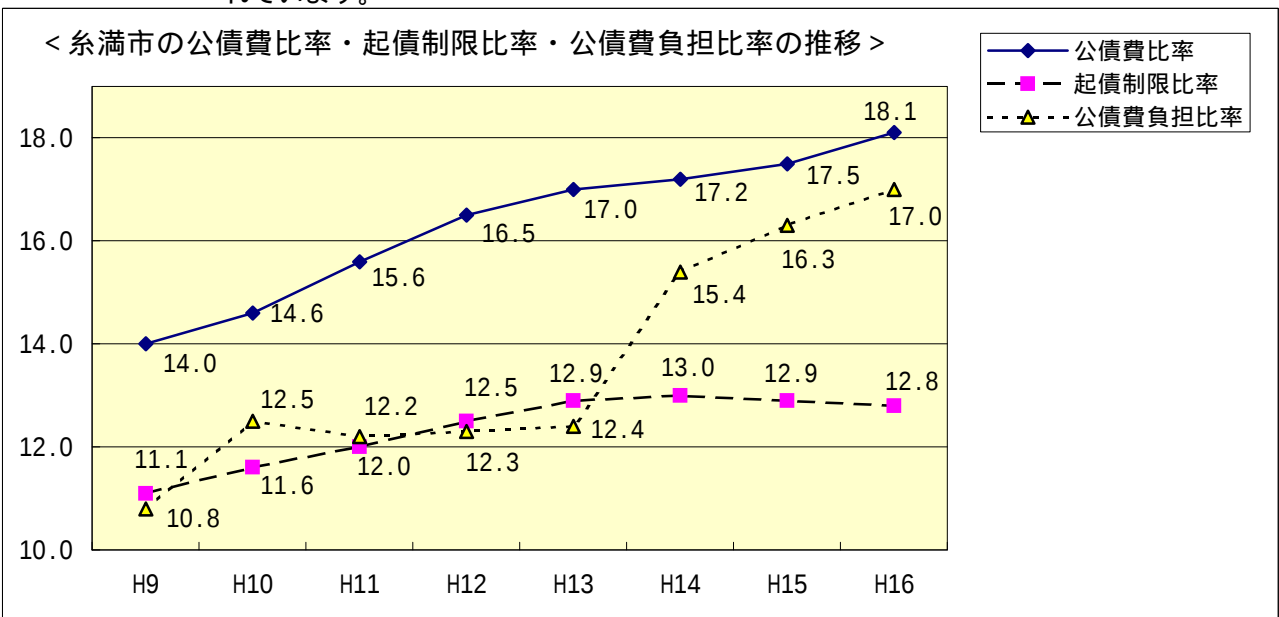


公債費比率・起債制限比率・公債費負担比率

公債費比率：「一般財源（使途が特定されない資金）が、市の借金（公債費）の元利償還額（元利・利子の返済）にどれくらい使われているか」を表した指標です。

起債制限比率：公債費比率とほぼ同じ意味合いで、市の借金返済額から地方交付税に算入される元利償還額を除いた過去3ヵ年の平均であり、借金の度合いを判断する指標です。この比率が20%を超えると借金（市債）することが制限されることになります。

公債費負担比率：歳入における一般財源の総額のうち、公債費に使われた額がどれくらいあるかを表した指標です。この比率が15%を超えたら警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

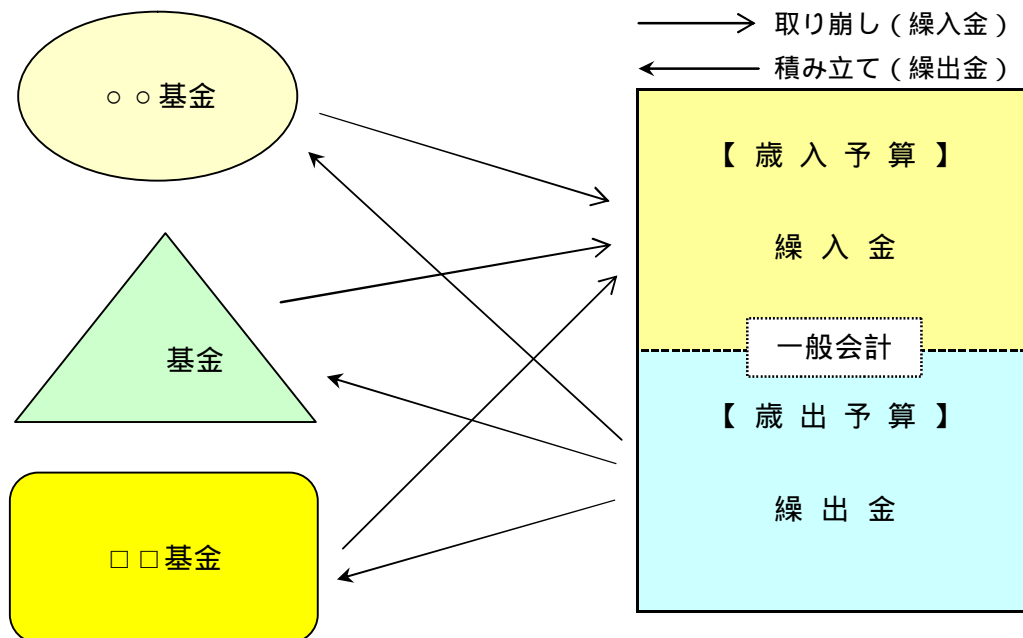


公債費負担比率は年々増加し平成16年度で17.0%となっており、危険ラインに近づきつつあります。また公債費比率も増加傾向にあるため、今後市債を抑制する必要に迫られています。

基金の状況

基金は法令等に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。

本市には15の積立基金と3の定額運用基金があります。ここでは積立基金の状況を見てみましょう。

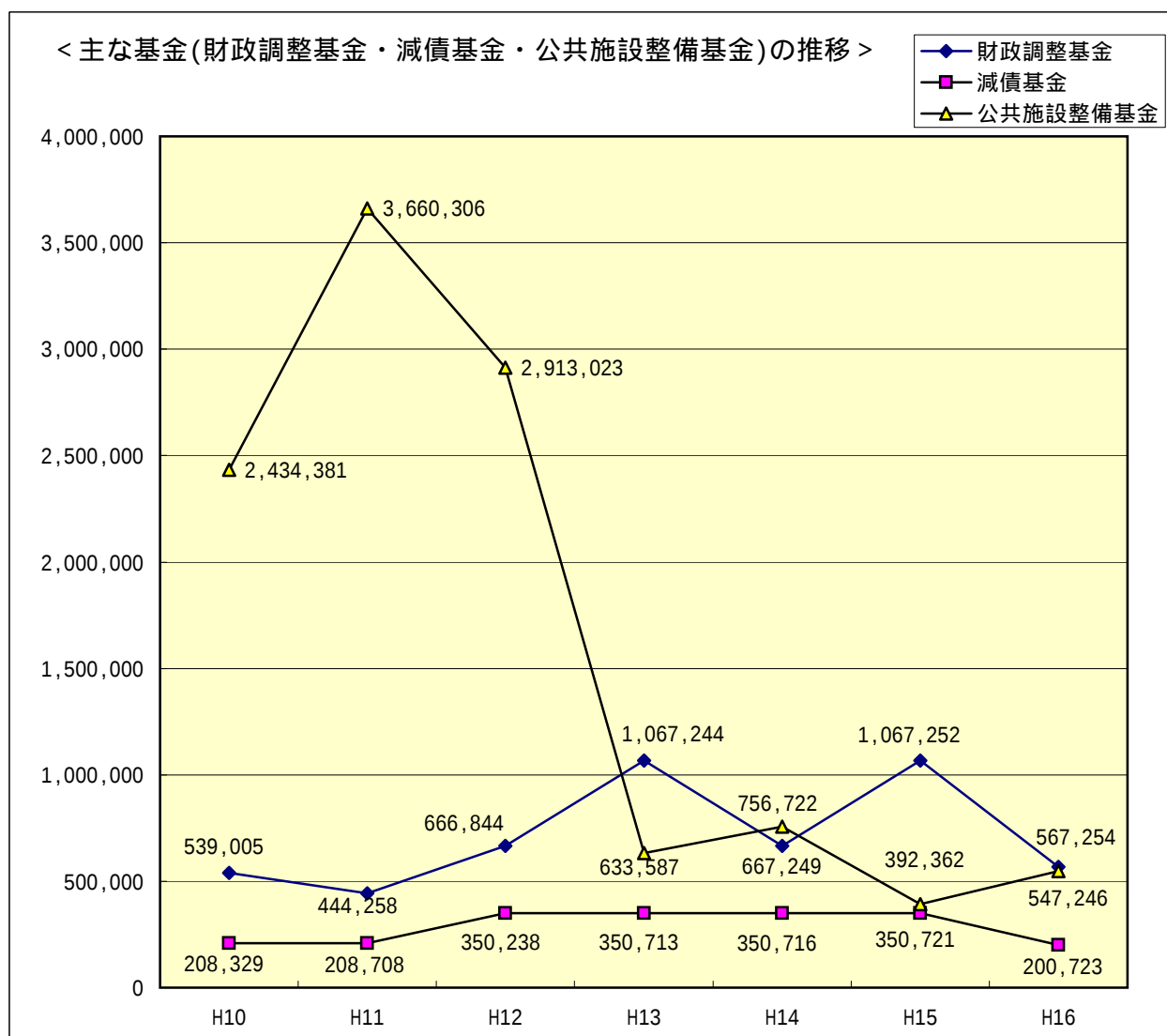


基金の一部を取り崩して一般会計の財源に使用する場合は、歳入予算の「繰入金」に計上します。逆に基金に資金を積み立てる場合は、歳出予算の「積み立て」に計上します。

< 糸満市の積立基金の種類と現在高 >

単位：千円

基金名	平成17年5月末現在	目的
財政調整基金	567,254	財政運営が厳しい時期に取り崩して使用します。
減債基金	200,723	市の借金返済（公債費）の財源として使用します。
公共施設整備基金	547,246	公共施設を整備するための財源として使用します。
福祉振興基金	365,085	果実運用（積み立てた基金の利息等）で福祉振興のための事業を行うための財源として使用します。
人材育成基金	318,934	本市の人材育成事業を行うための財源として使用します。
その他の基金	273,555	事業の目的により10の基金があります。
合計	2,272,797	



公共施設整備基金は平成 12 年度及び 13 年度に大きく減少していますが、これは主に庁舎建設の財源として使用したためです。

糸満市の基金の種類

積立基金	定額運用基金
1 財政調整基金	1 土地開発基金
2 減債基金	2 緊急援護貸付資金基金
3 公共施設整備基金	3 国民健康保険高額療養資金貸付基金
4 福祉振興金	
5 人材育成基金	
6 清掃施設等建設基金	
7 学校用地取得及び施設整備基金	
8 岩崎奨学資金基金	
9 高倉人材育成基金	
10 琉球銀行人材育成基金	
11 大城長成人材育成基金	
12 ふるさとづくり基金	
13 ふるさと農村活性化基金	
14 国民健康保険基金	
15 介護給付費準備基金	

経常収支比率

経常収支比率とは「歳入のうち経常的な一般財源が、歳出の経常的経費の一般財源にどれだけ使われているか」の割合であり財政構造の弾力性を表すため、財政を分析するうえで重要な指数です。

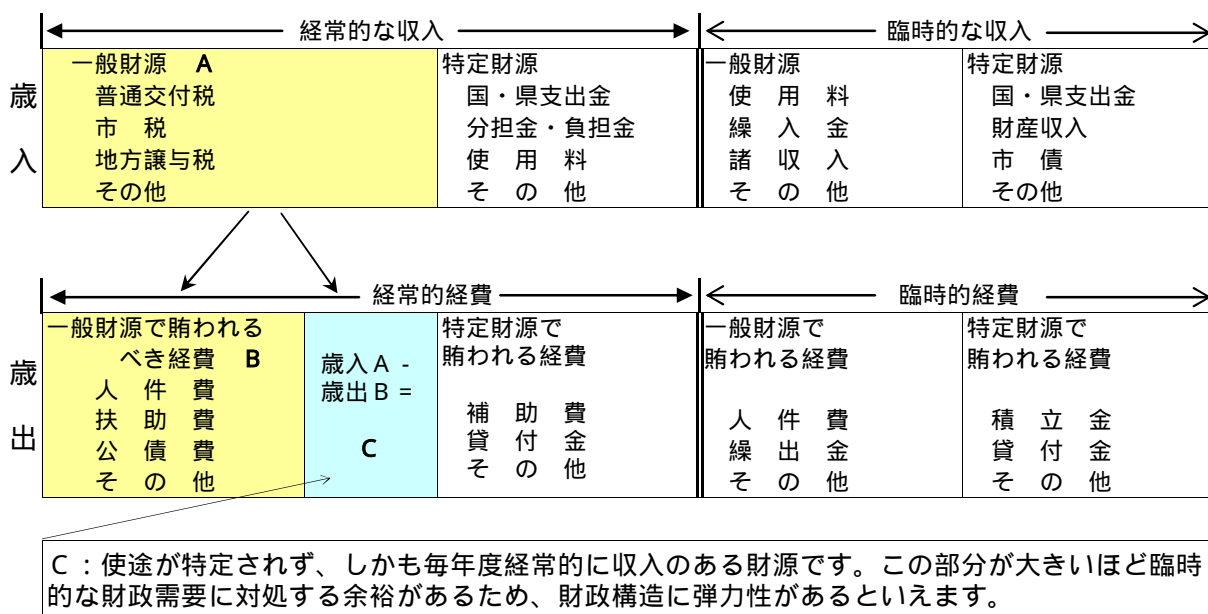
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{一般財源で賄われる経常経費 } B}{\text{経常一般財源総額 } A} \times 100$$

経常的経費：毎年度決まって支出するお金（人件費、借金返済等）のことです。
経常的に収入のある財源で賄われることが必要です。

経常一般財源：使途が特定されずに毎年度決まって収入のあるお金（市税、地方税等）のことです。歳入総額に占める割合が大きいほど収入の安定性と財政運営の自主性が確保されると言えます。

経常収支比率は都市で概ね 75 % 程度が標準とされています。

図で見てみましょう。この図では率が 100 % 以下の場合を表しています。



平成 16 年度本市の経常収支比率はどうなっているのでしょうか。

単位：千円

	経常的な収入		臨時的な収入	
歳入	一般財源 A 10,395,398	特定財源 3,584,815	一般財源 2,738,884	特定財源 4,388,829
	【総額 21,107,926】			

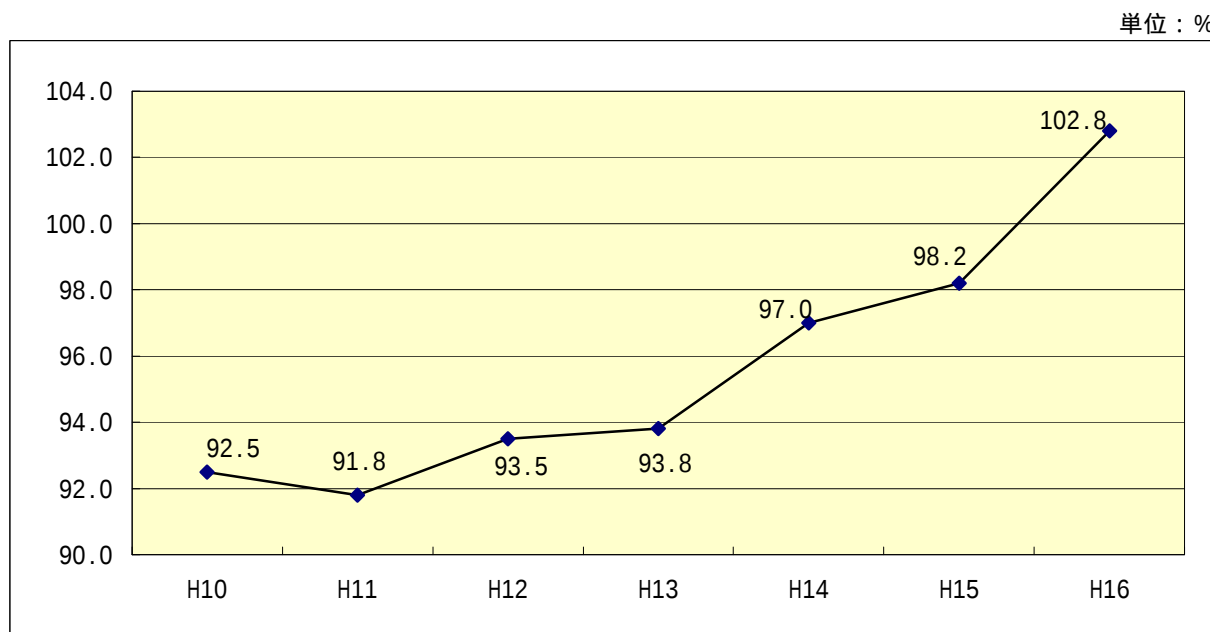
	経常的経費		臨時的経費	
歳出	一般財源で賄われるべき経費 B 10,690,868	特定財源で賄われるべき経費 3,567,692	一般財源で賄われるべき経費 2,144,290	特定財源で賄われるべき経費 4,405,952
	【総額 20,808,802】			

$$\text{経常収支比率} : B \div A = 102.8\%$$

経常的な一般財源が不足したため、今回始めて 100 % を超えています。

平成１６年度は経常的一般財源の収入では賄うことができませんでした。これは財政状況が硬直化し、緊急時に対応する必要な財源が無いという危機的な状況であり、収入の確保及び歳出の抑制を行う必要があります。

< 経常収支比率の推移 >



平成１６年度は経常収支比率は１０２．８％となっており、前年度と比較して４．６ポイント悪化しています。これは、歳出において観光農園や新庁舎等の元利償還（公債費）、福祉・教育関係支援費等の扶助費、退職手当負担金等（人件費）、糸豊清掃施設組合への負担金及び国保特別会計・下水道特別会計への繰出金等の経常的経費が増加したことによるものです。